

緊急支援給付金・家計支援給付金

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等には1世帯あたり5万円(緊急支援給付金)を、緊急支援給付金の対象とならない世帯には、八幡市独自の給付金として1世帯あたり7千円(家計支援給付金)を支給します。いずれの給付金も令和4年9月30日時点で住民基本台帳に登録されており、表に該当する世帯が対象です。なお、令和5年1月10日(火)からは、受付場所が新本庁舎3階に変更となります。

※DV等により住所他以外に避難中の人は、お問い合わせください。



区分	支給対象	申請手続	支給額	申請期限・給付時期	受付場所
緊急支援給付金	①住民税非課税世帯	令和4年度住民税均等割が非課税の世帯	1世帯5万円	令和5年2月13日(月)消印有効 ※不備なく受理した日から、約1カ月で振込予定。	令和5年1月6日(金)まで ▶八幡市役所旧別館2階(旧環境事務所)
	②家計急変世帯	予期せず令和4年1月~12月の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯			
家計支援給付金	上記給付金の対象とならない世帯	12月12日(月)から順次、申請書類(確認書)を送付しています。内容の確認後、確認書と添付書類を同封の返信用封筒に入れて返送してください。	1世帯7千円		令和5年1月10日(火)から ▶新本庁舎3階

※住民税が課税されている人の被扶養者のみで構成される世帯を除く。
 ※生活保護受給者や令和4年9月30日現在、住民基本台帳に登録されている外国人も要件を満たす場合は対象となります。
 ※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円)を受給済みでも、要件に該当すれば支給を受けることができます。
 ※緊急支援給付金と家計支援給付金の併給はできません。

緊急支援給付金に関すること(☎983-1515)、家計支援給付金に関すること(☎983-1811)

市民課マイナンバーフリーダイヤル(☎0120・038・614)



マイナポイント第2弾

最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイント第2弾の申請期限は2月末までです。ポイントの受け取りをお考えの人は期限までに手続をお申し込みください。

また、マイナポイントの申請手続サポートが必要な人は、次の物を持って、市役所1階のマイナポイント手続支援窓口までお越しください。

■持参するもの

- マイナンバーカード
- ポイント受け取りを希望するキャッシュレス決済カードなど
- マイナポイントの受け取り対象となるキャッシュレス決済のQRコード

ドからご確認いただけます。マイナンバーとひも付ける口座の通帳など

申請支援について

市民課では、マイナンバーカードの申請書の記入サポートやカードに必要な顔写真を無料で撮影しています(予約不要)。

新庁舎移転後も支援窓口を開設します

1月10日(火)以降も新本庁舎1階で支援窓口を開設しますので、ご利用ください。

人権啓発ポスターコンクール

市長賞は長柄さん

教育委員会は12月3日(土)、八幡市権・交流センターで第26回八幡市小学生人権啓発ポスターコンクールの表彰式を行い、802点の応募の中から、長柄萌菜さん(男山中学校2年)の作品「みとめ合うって素敵だね」が市長賞に選ばれました。

他の主な入賞者は次のとおりです。(敬称略)

- 教育長賞 小林萌々香(美濃山小6年)
- 人権教育推進協議会会長賞 河南結菜(男山中3年)
- 教育長特別賞 高田乙花(八幡小6年)
- 人権教育推進協議会会長特別賞 加儀月子(男山中2年)

※入賞作品ポスターは、人権啓発や研修等に使用できるよう貸し出しを行っております。詳しくはお問い合わせください。



市長賞の長柄萌菜さんの作品

第5回八幡市総合計画検討懇談会 第5次八幡市総合計画後期基本計画の策定に向けた意見交換を行うため、懇談会を開催します。傍聴希望の人は、当日の会議開始20分前~10分前に会場入口へお越し

ください。定員は5人(先着順)です。

■日時 令和5年1月27日(金)午後1時30分~

■場所 市役所5階会議室5-2

政策企画課(☎983-1004)

やさしい日本語

~みんなでやさしい日本語を使ってみませんか~

前月、「短く言う」ための効果的なポイントを紹介しました。今月は、伝わりやすい表現に書き換えるためのポイントを紹介します。

■言葉に気を付ける

①カタカナ語などの外来語や和製英語は避ける
原語と意味や発音の異なるものが多く、必ずしもわかりやすいとは限りません。「バス」「ガス」「テレビ」など、外来語以外に適切な日本語がない場合のみ使用します。

【例】トイレ(英: Restroom)

↓ 便所・手洗い

【例】スーパー(英: Grocery Store)

↓ 食料品や日用品を売っている店

②複数の意味を持つなど曖昧な表現は使わない
【例】月曜日の9時ごろに来ます。

↓ 月曜日の午前8時30分から午前9時30分までに来ます。

【例】結構です。

↓ よいです。

↓ ありません。

③重要な言葉はそのまま使い、例のように説明文を加える
災害用語など、知っておくとよい言葉はそのまま使い、言葉の後に説明を加えます。

【例】余震(後から来る地震)

【例】暗証番号(あなただけが知っている番号)

■表記に気を付ける

①漢字は使いたくないようにし、すべての漢字にふりがなをつける
ふりがなは、漢字の上部または漢字の後ろにかっこ書きで入れます。

【例】税金を払います。

↓ 税金(ぜいきん)を払(はら)います。

↓ 税金(ぜいきん)を払(はら)います。

②ローマ字は使わない
外国人はローマ字を日本語の発音のとおり読み取るとは限らず、かえって伝わらない可能性があります。

③時間や年月日をわかりやすく表示する
原則12時間表記とし、午前・午後を明記します。

【例】9時~10時

↓ 午前9時から午前10時まで

元号ではなく、西暦で表記するようにし、年月日に「/」は使いません。

【例】令和5年1月4日

↓ 2023年1月4日

市民協働推進課(☎983-5749)

(出入国在留管理庁・文化庁「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」(2020年8月)より)